



日本開闢由來

四卷

へ遠13
2473
土



2473
4
卷

日本國開闢由來記卷四



指漏漁者 編

第六 披庭を檀原に地不開て八紘成る宇となり

衛神豫宮處を下て御裳濯川の流清

己未年春三月七日天皇命を下して曰朕東征する。茲六年。皇天皇
祖の威を頼り。兇徒盡く成就と雖。邊土いよいよ清らけ。餘妖尚梗。さ
中洲の地も。復風塵する。然らば宜く皇都を恢廓す。大社を規模べ
時節も。運に此屯家小属。民心撲素。僻遠の地に至る。單に
棟穴の住りも有る。常の習俗となす。され大人の制を立ること。必時
隨ふ。苟も民を利はらば。何ぞ聖の造小妨人。然らば將小山林を披拂。宮室

卷四

を經營す。恭で寶位に臨み。以て元々を鎮上。六乾靈に國を授けしむ。徳小答ひ。下、皇孫の正と養ふ心を私然し。後小六合を無て以て都を開。八紘を掩て宇と為べきこと。亦可らむ。かの畝傍山乃東南に檀原の地を觀ま。蓋此國の壤區なるべし。然らば此地に就て都を治す。今と勅めり。是月より有司に命を。帝宅を經始せしむ。是今の大和國葛上郡柏原村の地なり。畝傍山。高市郡畦樋村の上方あり。庚申年秋八月十六日。天皇當に正妃を立んとし。廣く華胄を求む。時子。事代主乃神三島の溝楯耳の神の女王櫛媛の會生ところの女。其號を媛踏鞴五十鈴媛命といふ。是國色之秀者あり。諸人の奏るに。九月廿四日。六の媛踏鞴五十鈴媛命を納む。以て正妃とな

辛酉年春正月朔日。天皇此檀原の宮に於て。帝位に即ぐ。其式。天富命。諸忌部を率て三種の神器を捧げ。正殿に安奉。天種子命。神代の古事。天の神壽詞を奏す。宇摩志麻治命。内物部を率て。楯矛を豎。嚴く威儀を整。道臣命。來目部を帥。杖を帶て。宮門を衛護す。其開闔を掌り。四方の國人を以て。天位に貴きものと觀せし。先率土乃民を以て。朝廷の重きを思ふ。時子。皇子大夫。臣連伴造國造を率て。賀正朝拜。奉る。凡て即位踐祚の大禮を始とす。正月の拜賀年中の儀式も。皆この辛酉の歲より始とす。上古小臣を以て。大身といふ。殊に權威ある。官人の稱も。連。それより次のあり。臣の姓も。皇別を賜ふ。連の姓も。神別を賜ふ。國造。其國に上りて。其國を治る人といふ。伴造。其各部を司るを以て。以

稱^{なづ}らう。此外^{このほか}真人^{まこと}朝臣^{あそみ}も。皆^{みな}この姓^{せい}を。源平藤橘^{げんへいふじつたち}の稱^{なづ}と氏^{うぢ}といふ我邦^{わがくに}
子^こ姓氏^{せいし}といふ稱^{なづ}と唐土^{たうど}より姓氏^{せいし}といふ大子^{おほこ}異^{こと}あるべしと混^まと誤^ごらるべし。仍^{なほ}
此^{この}歳^{とし}と天皇^{てんかう}の元年^{げんねん}とも。正妃^{せいひ}と尊^{たう}んご皇后^{かうご}とも。皇子^{こうし}神八井^{かみやい}命^{のみこと}と神淳^{かみじゆん}名川^{ながわ}
耳^{みみ}命^{のみこと}とも生^なる。初^{はつ}天皇^{てんかう}天基^{てんき}と草創^{そうそう}す。時^{とき}道臣^{だうしん}命^{のみこと}才覺^{さいかく}を以^{もつ}て大
来^く目^め部^ぶを率^{ひら}て。密策^{みつさく}を奉^{ほう}て。諷歌^{ふうか}を以^{もつ}て。其^{その}言^{ことば}を顛倒^{てんたう}す。敵^{てき}の方^{かた}知^し
ゆる^{ゆる}やうに。これと欺^{あやま}我軍^{わがぐん}士^しを令^しと傳^{つた}へ。為^なす諷歌^{ふうか}を。これと倒語^{たうご}といひ。
こまよふやうに。亂賊^{らんさく}の妖氣^{やうき}を掃蕩^{そうたう}す。治平^{ちへい}を致^{いた}さる。古今集^{ここんしふ}の序^{しゆ}に。よはるやうに
いひ。人の諷歌^{ふうか}を。その事^{こと}を露^{ひら}言^{ことば}を物^{もの}寄^よ副^ふ。喻^ゆといひ。倒語^{たうご}といひ。萬葉集^{まんやふしふ}の
歌^{うた}に。枉語^{かうご}。逆言^{さか言}。隱口^{いんくち}の泊瀬^{とくせ}の山^{やま}は廬^いと。詠^{よめ}この逆言^{さか言}といひ。これより
假令^{かりまじ}進^{しん}退^{たい}といひ。往^{むか}還^{かへ}といひ。類^{るい}らる。壬戌^{みづのえ}二年^{にふた}春^{はる}二月^{にふた}日^{にち}。天皇^{てんかう}功^{こう}を定^{さだ}め

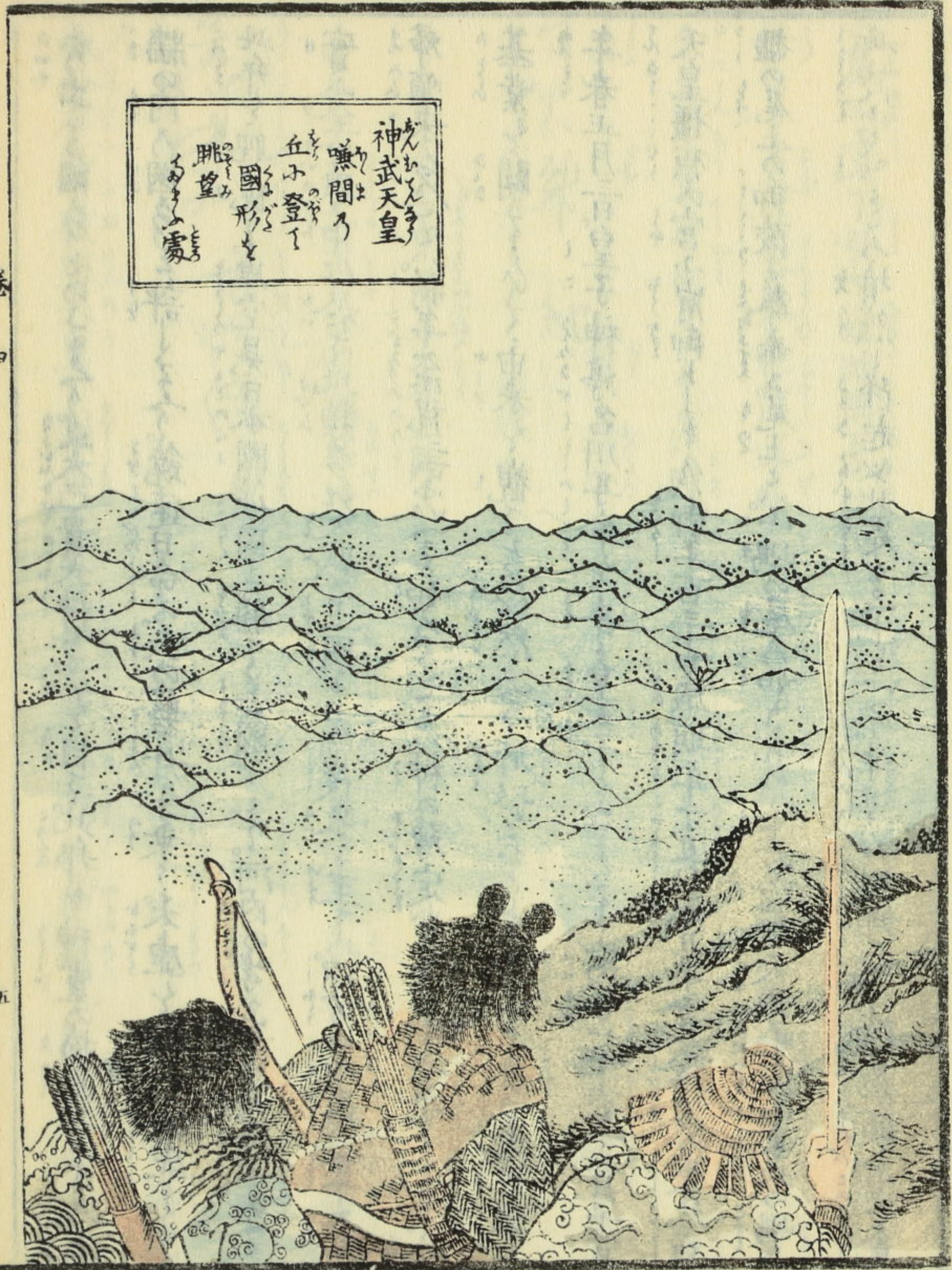
賞^{あかし}を行^なす。道臣^{だうしん}命^{のみこと}小宅^{こぢ}地^ぢを築^つ阪^さの邑^{むら}賜^{たま}ふ。竈^{かまど}異^{こと}なる。この築^つ阪^さの邑^{むら}は
高市^{たかち}郡^{ぐん}の牟佐^{むさ}の桃花^{つばな}鳥^{とり}阪^さの地^ぢなり。やう大^{おほ}来^く目^めを畝^{あし}傍^{はた}山^{やま}の西^{にし}の久^{ひさ}米^{こめ}川^{がは}の辺^への地^ぢは
居^いり。これ高市^{たかち}郡^{ぐん}の内^{うち}なり。珍^{めづ}産^{さん}を倭^{やまと}の國^{くに}造^{つく}らる。この倭^{やまと}といひ。城^{しろ}下^{した}郡^{ぐん}大
和^{おほ}の地^ぢなり。これ大倭^{おほやまと}一箇^{いつくさ}國^{くに}の事^{こと}なり。やう弟^{あに}狛^わ。猛^{まう}田^{でん}邑^{むら}を賜^{たま}ふ。猛^{まう}田^{でん}の縣^{かた}主^{ぬし}
と。これを縣^{かた}主^{ぬし}といひ。國^{くに}をわける縣^{かた}を掌^{つかさ}とす。者^{もの}の稱^{なづ}らる。其^{その}職^{しやく}を子孫^{こそん}世^よ々^よ傳^{つた}へらる。
やう姓^{せい}と。これやう。この弟^{あに}狛^わ。弟^{あに}狛^わ。主^{ぬし}水^{みづ}が遠^{とほ}祖^そらる。弟^{あに}磯^{いそ}城^{じやう}名^なを黑^{くろ}速^{すみ}といひ。やう
磯^{いそ}城^{じやう}の縣^{かた}主^{ぬし}と。劔^{つるぎ}根^ね命^{のみこと}と葛^{くわ}城^{じやう}の國^{くに}造^{つく}らる。葛^{くわ}城^{じやう}の直^{ちやく}祖^そらる。頭^{あたま}八咫^や鳥^{とり}なる。建
角^{たかく}見^み命^{のみこと}も亦^{また}褒^ほ賞^{あかし}を預^{あづ}かす。其^{その}由^{よし}。高^{たか}野^のの王^{わう}殿^の縣^{かた}主^{ぬし}部^ぶ是^{こゝ}なり。甲子^{かろし}四年^に春^{はる}二月^{にふた}日^{にち}
廿^{ふた}日^{にち}。詔^{みことば}。曰^い。我^{わが}皇^{かう}天^{てん}二^に祖^その靈^{たま}。天^{てん}より降^{くだ}り。我^{わが}躬^みを光^{ひかり}助^{たす}け。故^{ゆゑ}に。赫^{たつ}靈^{たま}。金^{かね}色^{いろ}。鷄^{とり}
等^らの靈^{たま}異^{こと}なる。蒙^{あま}る。諸^{しよ}虜^{らふ}。我^{わが}平^{へい}治^ちを。得^える。海^{うみ}内^{うち}事^{こと}なり。宜^{よろ}く天^{てん}の神^{かみ}を郊^{かう}祀^{まつ}す。以^{もつ}て

大孝と申べきものありと云。乃靈時を鳥見の山中に立其地を歸す。上小野の榛原下
小野の榛原といふ。用て皇祖天神を祭り。榛原八畝傍の坤の方一里許あり。宇
陀郡中属上と南味といひ。下を萩原といふ。辛卯三十年夏四月朔。皇輿巡幸す。葛
上郡腋上の嶮間の丘に登り。國状を廻望す。曰。好哉國之獲矣。内木綿の真迹國
と雖。猶蜻蛉の醫帖せるが如し。とのまひより。始。秋津洲の跡あり。此虚木綿の真迹國
といひ。野菟の内の虚さるるほらら。狭小き國ありといふ。真迹といふ。冠せざる發語。
蜻蛉の醫帖といふ。東方羽を。醫帖といふ。醫尾を曲す水と帖さる。この國の青山の廻り尾
乃曲るることその象に似たりと譬す。のまひ。この東方羽といふ。秋津洲の
名に起るといひ傳す。然せば。秋津洲といふ。大和國の地名より。天下を綜
り。名に起る。廣き天下の形状。無間の丘より。一目を。ゆきまはる。

殊に至り狭き。一もの。大和一國。秋津洲と
いふ。大和國內の地名より。山邊郡倭郷より始まる名といふ。一國の名に
いは郷の名。後倭大國御魂の神の鎮坐より。その郷を倭といふ。今
乃世に伊勢の國內より。大御神の宮の乃里より。殊に伊勢といふ。同心を
と崇神天皇の御世に。神璽の神地と。磯部に定め。大市長岡岬に祠と。倭
の名に。えぬ。珍彦と。倭の國造と。ある。大倭直の祖長市宿禰。淳名城雅
姫命。代々大倭の大神と祭り。長尾市宿禰。珍彦の由裔。孫の
職部を始祖。一語傳す。記され。昔伊弉諾命。此國を
目す。日本。四の海。安寧。浦。女の國。軍器備足。細。千足の國。四方。小海。環
して。青山。圍繞。堅固。異域。殊絶。磯輪。上。秀。真と

神武天皇
曠間
丘小登
國形
眺望
處

卷
四



五



秀出する國ありとのたまふ。又大己貴大神々之を曰く此邦を神靈の擁護す。玉
牆の内り國多と評す。予饒速日命。天の磐舟に乗る。太虚を翔行太虚より
此邦を睨視す。虚空見日本國。他國を勝る善國とす。河内の哮峯に天降りあり。
實小全世界中に於て此類多。天賦の上國より。後來に至る。四方の蠻夷盡く我
帝順業多。前年祭祝詞いふ如きこと。神の豫定ももふこと。此
基業を闢る由來を觀る。その必然ももす。所以をのたまふこと。丙寅四十二
年春正月三日。皇子神渟名川耳命とす。皇太子とす。丙子七十六年三月十日。
天皇橿原の宮小崩御。御年百三十七歳。明年丁丑秋九月十二日。畠傍山の東北白
檜の尾上の御陵に葬奉る。尾上と山嶋の尾乃如きもの上といふ。今畠傍山東北の嶋小
御陵山と呼ぶ。墳然と隆起。必此處多とす。神渟名川耳命。神日本磐余彦皇

神研耳伏深

記

心を哀華の事に留りて了。庶兄手研耳命
を暨るが故。一切の事を委す。之を觀せ

の第三子。母は媛踏鞢五十鈴。皇子風姿岐嶷。少くも雄拔氣。母を
壯ちる。及て容貌魁偉。武藝尤過。志尚沈毅。四十八歳の御時。神日本磐
余彦天皇崩御。その時。神渟名川耳命。孝性純深。悲
心を哀華の事に留りて了。庶兄手研耳命
を暨るが故。一切の事を委す。之を觀せ
めんか。壬申元年春正月八日。天皇の位。即ち。葛城小都。天
あれと高丘の宮。綏靖天皇と稱奉る。それより安寧天皇。懿徳天
靈天皇。孝元天皇。開化天皇。のついでに聖主
第十代崇神天皇と稱奉る。御名を御間
城入彦五十瓊殖天皇と稱奉る。この天皇識性聰敏。幼雅。雄略

四巻物語

百竹傳

秀出る國ありとのまゝ。又大己貴大神々之を以て此邦を神靈内擁護す。玉
牆の内り國ありと評す。鏡速日命。天の磐舟に乗る。太虚を翔行。太虚より
此邦を睨視す。虚空見日本國。他國を勝て善國ぞと。河内の喙峯に天降り。あり
實小全世界中に於て。比類なき天賦の上國なり。後來に至る。四方の蠻夷盡く我
帝順來ると。前年祭祝詞いふ如きこと。神の豫定ももふこと。壬寅四十二
基業を闢る。由來を觀る。その必然ももふ所以なり。壬寅四十二
年春正月三日。白王子神。淳名川耳命を幸る。皇太子とす。丙子七十六年三月十日。
天皇檀原の宮。崩御なり。御年百三十七歳。明年丁丑秋九月十二日。畝傍山の東北白
檀の尾上の御陵。葬奉る。尾上と山嶋の尾乃如きもの上をいふ。今畝傍山東北の嶋小
御陵山と呼ぶ。墳然と隆起。以此處多ぶといふ。神淳名川耳命。神日本磐余彦皇

の第三子。母は媛。蹈鞞五十鈴とす。皇子風姿岐嶷。少くも雄拔氣あり。ま
壯も及て容貌魁偉。武藝人小過。志尚沈毅。四十八歳の御時。神日本磐
余彦天皇崩御。その時。神淳名川耳命。孝性純深。しつと悲
慕。己の如く。恃り御心を哀華の事に留り。了庶兄手研耳命
行年已ゆ長く。久し朝機を歷る。故に一切の事を委了。之を觀せし
めり。壬申元年春正月八日。天皇の位。即ちす。葛城小都。天皇
よれと高丘の宮とす。綏靖天皇と稱奉る。それより安寧天皇。懿徳天
皇。孝昭天皇。孝安天皇。孝靈天皇。孝元天皇。開化天皇。八つもの聖主
あり。これ御世くと歴く。第十代崇神天皇と稱奉る。御名を御間
城入彦五十瓊殖天皇と稱奉る。この天皇識性聰敏。幼雅しく。雄略し

2021

2021

杜^つよあつ^つす^つひ。寛博^{かんぱく}謹慎^{きんじん}く。神祇^{かみき}を崇重^{あまつ}く^くす^すひ。恒^{つひ}も天業^{あまのわざ}を經綸^{きやうりん}へと
まの^{まの}御志^{みこし}ら^ら。神武^{かむやマト}天皇^{てんかう}都^{みやこ}を大和^{やまと}國^{くに}に定^{さだ}ま^ます^すひ。時^{とき}天照^{あまてらす}大御神^{おほみかみ}の
御裂^{みきれ}竟^{はつ}八咫鏡^{やみかみ}及^{および}聚雲^{あつぐも}の神劍^{かみけん}を大殿^{おほいどの}に安置^{あんじ}す。牀^{しやう}を同^{おな}く^くす^す坐^ます^すひ。
ま^ま進雄^{しんゆう}命^{のみこと}乃^{すなは}御裔^{みゑ}孫^{まご}日本^{やまと}大國^{おほくに}魂^{たま}神^{かみ}を配祭^{あづか}す^すひ。其^{その}神^{かみ}く^くの勢^{いきほひ}
を畏^{おそ}れ^れ共^{とも}に住^すま^ます^すひ。安^{やす}く^く思^{おも}ひ^ひす^す。石凝姥^{いしがんば}神^{かみ}の裔^ゑ天目^{あめめ}一神^{ひとかみ}
の裔^ゑ二氏^{ふたうぢ}より。更^{さら}に鏡^{かみ}と劍^{けん}を^を摸^もつ^つを造^{つく}ら^らせ^せ。御身^{みみ}の護^{まも}り^り
た^たま^まひ。天^{あま}上^{かみ}より齋^{いひ}す^すひ。鏡^{かみ}と劍^{けん}を^を豐^{とよ}鍬^{くわ}入^{いれ}媛^{ひめ}命^{のみこと}に託^{たく}す^す。倭^{やまと}乃^{すなは}笠^{かさ}
織^{オリ}の邑^{むら}磯^{いそ}堅城^{かたきやう}神籬^{かみかき}を^をま^ます^す。祭祀^{まつり}す^す。日本^{やまと}大國^{おほくに}魂^{たま}神^{かみ}を^を淳^{しん}名^な城^{きやう}
入^{いれ}姫^{ひめ}命^{のみこと}に託^{たく}す^す。祭^{まつり}す^す。髪^{かみ}落^{おち}體^{てい}瘦^{しゆう}弱^{じやく}す^す。祭^{まつり}す^す。能^のを^をよ^より^り
大^{おほ}倭^{やまと}直^{ちやく}分^{ぶん}祖^そ長尾^{ながお}市^{いち}宿禰^{すくね}を^を神^{かみ}主^{ぬし}と^とす^す。祀^{まつり}す^す。大^{おほ}國^{くに}魂^{たま}の神^{かみ}ハ

永^{えい}久^{きう}六^{ろく}年^{ねん}二^に月^{げつ}九^く日^{にち}。俄^{いふ}に火災^{くわさい}起^{おこ}り^り寶殿^{ほうでん}三^{さん}宇^う并^{なら}に御神^{みかみ}躰^{たう}燒^やひ^ひす^す。
ま^ま。と^とれ^れの國^{くに}を瓊^{しやう}々^{じやくじやく}藝^ぎ命^{のみこと}に奉^{たてまつ}る^る。神^{かみ}の昇^{のぼ}る^るを^をい^いふ^ふ。
り^りの^の故^{ゆゑ}人^{ひと}智^ちを^を以^{もつ}て^て測^{はか}知^しす^す。此^{この}天^{あま}皇^{みかみ}御^み年^{ねん}
百^{ひやく}六^{じやく}八^{はち}歳^{さい}。御^み位^ゐに在^あり^り。六^む十^{じゆ}五^ご年^{ねん}に^に崩^{おち}御^みす^す。皇^{かう}子^し活^{かつ}
目^め入^い彦^{ひこ}五^ご十^{じゆ}狭^さ茅^ち天^{あま}皇^{みかみ}御^み位^ゐに即^つす^す。垂^た仁^に天^{あま}皇^{みかみ}と稱^{なづ}す^す。天^{あま}皇^{みかみ}
生^なま^ます^す。岐^き嶷^ぎ容^{よう}姿^そま^まり^り。杜^つよあつ^つす^す。倭^{やまと}乃^{すなは}坐^ます^す。倭^{やまと}乃^{すなは}坐^ます^す。倭^{やまと}乃^{すなは}坐^ます^す。倭^{やまと}乃^{すなは}坐^ます^す。
卒^す性^{じやう}真^まに任^{まか}す^す。矯^{きやう}飾^{じやく}を^をま^ます^す。二^に十^{じゆ}五^ご年^{ねん}春^{はる}二^に月^{げつ}八^{はち}日^{にち}。阿^あ部^べ臣^{おみ}の遠^{とん}祖^そ武^ぶ
津^つ川^{がは}別^{わか}和^わ珥^に臣^{おみ}の遠^{とん}祖^そ。倭^{やまと}國^{くに}普^ふ中^{ちゆう}臣^{おみ}連^{れん}の遠^{とん}祖^そ大^{おほ}鹿^か島^{しま}物^{もの}部^ぶ連^{れん}の遠^{とん}祖^そ十^{じゆ}
千^{せん}根^{こん}。大^{おほ}伴^{ばん}連^{れん}の遠^{とん}祖^そ武^ぶ日^{にち}等^{とう}の五^ご大^{おほ}夫^{ふう}。詔^{みこと}す^す。曰^{いは}我^{われ}先^{せん}皇^{かう}御^み間^ま城^{きやう}入^{いれ}彦^{ひこ}五^ご十^{じゆ}瓊^{しやう}
殖^{しやく}天^{あま}皇^{みかみ}惟^{ただ}歡^か作^{さく}聖^{せい}。欽^{きん}明^{めい}聰^{そう}達^{たつ}謙^{けん}退^{たい}卑^ひ損^{そん}。志^し懷^{わい}沖^{ちゆう}退^{たい}襟^{めい}蓑^{すゐ}。綢^{ちゆう}繆^{みゆう}。綢^{ちゆう}繆^{みゆう}。

呼しあふ。倭姫命を以て七歳餘ふりてさしひりて。始天上より預
幽契を結び、衢神先此地小降く待奉り。其苗裔太田命小至り。偶倭姫
命を告て。宮處を此地に定り。永く國家の鎮護とあり。さしひりて天壤と與
小窮もさ。宝祚を照臨たまふ。由來明瞭よし。且靈異もあ
あつた。ゆへ

第七

景行西に顧る専力を驅除平定出さる彈一

小鬘賊を刺す徳を日本武尊の名は表す

身に、中狭徳、
身に、俣、
身に、殉

垂仁天皇と稱御宇こと九十九年。御年百五十
す。皇子大足彦忍代別天皇位小即り。播磨の箱日の大郎姫を立く皇后とす。

雙生小男を産す。第一を大碓皇子とひ第二を小碓尊とす。此小碓尊を
後小日本武尊と稱奉り。皇孫を應神天皇と稱奉る。此御系の世々日嗣乃
皇位を受す。當今の主上は至る。連綿く絶えさす。其功績の
殊小優きせし。徳沢の普く世小光被り。厚享故ある。二皇子の
二皇子の雙生に産出さる。天皇これに碓子誥らる。御
名も大碓小碓と稱す。夫と成。小説をせし。皆それぞ
かゆらる。今にあり。何の故ら決て。小碓皇子の雄略大度より。
碓皇子のまの御名も。日本童男と稱。幼く雄略大度より。
年長く。容貌魁偉。身の長一丈。衆人小勝。力あり。天皇の
天皇の御子前後并り。八十一の御子まり。小碓皇子稚足彦

何れに
は

呼しあふ。倭姫命を以て七歳餘のつらきといふ。始天上より預
幽界を結び、衢神先此地小降く待奉り。其苗裔太田命小至る。偶倭姫
命告て。宮處を此地に定て。永く國家の鎮護とあり。天壤と與
小窮もき。宝祚を照臨たす。由來明瞭よし。且靈異も多
あらしむる也

第七 景行西に顧る専力を驅除平定と云

小曼賊を刺す徳を日本武尊の名小妻と

活目入彦五十狹茅天皇を。垂仁天皇と稱御宇こと九十九年。御年百五十
三歳小く。崩御した。皇子大足彦忍代別天皇位小即し。こ
きを景行天皇と稱奉る。播磨の稻日の大郎姫を立く皇后とす。

雙生小男を産す。第一を大碓皇子とひ第二を小碓尊とす。此小碓尊を
後小日本武尊と稱奉り。皇孫を應神天皇と稱奉る。此御系の世々日嗣乃
皇位を受す。當今の主上に至る。連綿く絶をせず。其功績の
殊小優きせしむ。徳沢の普く世小光被く。厚故ある。今
二皇子の雙生に産出する。天皇これに碓子誥る。皆これぞと
名を大碓小碓と稱す。夫と殘さぬ。小説をせむ。皆これぞと
かゆも。今にあり。何の故ら。決て。小
碓皇子のまの御名を。日本童男と稱。幼く雄略大度より。
年長く。容貌魁偉。身の長一丈。衆人小勝。齋力なり。つら。み
天皇の御子前後并て八十一の御子あり。小碓皇子稚足彦

皇子五百城入彦皇子の外七十餘子ハ皆国郡を封て悉國々の国造
す六別。稻置縣主を賜て其国小如くすまひ一故。諸國乃別
等た。あは別王の苗裔多し。を令る皇子の後裔を其の君某の別
と號各その領地小居住。頗威稜りりて。京師小ハ出て奉仕す。これ
あつりりたる。壬子十二年。日向の熊襲反て朝貢をさす。まづこれ
小より八月十五日天皇筑紫小幸し。九月五日周防の国の佐波郡
佐波小到たす。南の方を眺望す。煙氣多起め。必兇賊の多
く其處小住居する者あつる。今一とまひりて。此處小留す。先
多の巨祖武諸木國前臣の祖。菟名手物部君の祖。夏花を遣て其状
を察せし。先す。爰小神夏碓媛とす。女子りりて。おは國小魁師く

その徒衆甚多し。此女子天皇の御使到めると聆て。磯津山の
賢木を抜く。上乃枝小八握の剣を掛。中の枝も八咫鏡を挂。下枝
にも八咫瓊を挂。素幡を舩の舳に樹。降参の状を表し。参向て
啓て曰。願多臣が地は兵を下す。今一とまひりて。我が属類の中ハ決し
皇命小違背す。今一とまひりて。今より悉皆歸德奉ん。今
此小残賊者りり。一を鼻垂とす。安ろ名號を假呼く山谷小響聚
菟狭の川上小屯結。二を耳垂とす。残賊貪婪。屢入民を掠畧。これハ御
木の川上小住居。三を麻剥とす。潛小伎黨を聚く。高羽の川上小屯居。四を
土折猪折とす。これハ緑野乃川上小棲。山河の險を恃て。多々人民乃
貨を掠。これ四賊の據とす。皆要害の地小。衆の眷属を領し。

各一處の長とありて。威福を擅とらし。何れ皇命に従奉らざるものあり
を。御征伐ごせいぼつにあらざりて。武諸木等ハ此言を聽て。天皇
に奏し。それくふんを撃んとす。先麻剝の徒戎誘く。これ亦衣禪及
種々の珍器を賜ふ。其餘の三人を爲し。其の賊ども。性貪
婪。心甚る。のちる故。其奇貨を得る。戎利とす。悉己が衆を率
て。参來す。其心より。歸順奉る者。少く。預察する
は。皆捕り殺戮す。それより。天皇を筑紫小行幸し。其
處をより。京と號し。今も豊前國小京都郡といふ名の
残る。然を此稱し。天照大御神の都とす。

まゝいつりて。全く我邦の古典を讀む。其の疎漏し。國家開
闢の由来を知。唯唐土異域の例を以て。これを説の過失あり。冬十月
碩田國小到す。今も豊後國大分郡小に。其地形廣大。麗
し。因り碩田と號す。速見乃邑に女人あり。速津媛といふ。一處乃
長ら。天皇の車駕到ぬと聞て。自之を迎へ。此山大なる石窟あり。
土人呼ぶ鼠の石屋といふ。其處二人の土蜘蛛と字號。兇賊の住居
なり。其一を青と呼。一を白と云。直入縣の称疑野。三人の土蜘蛛と字
號のり。一を打援といひ。一を八田といひ。一を國摩侶といふ。この五人
いづれも強力陰悍なり。従類多きを恃。皇命に従ふ意なく。
まきゆのども。たゞ強き呼ぶ。必兵を興て。距奉んとす。

を蹶たふす。拍葉うちは乃如くごとし。擧あらんと誓ちかす。御足みあしを擧あげ。蹶たふす。其石そのいしを踏ふ石いしとぞいひらる。萬葉集まんやふしふの歌うた。杖策つゝつゝに衝つぎ。行ゆく夕衢ゆふみち問とふ。石いしトとめし。吾宿われやど小こ御諸みもろを立たす。枕辺まくらべに齋戸いそひを居ます。石いしトとの類たぐひにいれらる。出いで。大石おおいしを蹴け擧あげ。御み力ちからといひ。御み威い徳とくといひ。不思議ふしぎなる天皇てんかうみぞまり。十一月じゅういちがつ日向國ひなたのくに小こ到きたり。行宮ゆきみやを起たす。是これを高屋邑たかやのむらといひ。高屋たかや今いまハ肝屬郡かんぞくぐんヲ屬つく。薩摩國さつまのくに阿多郡あたぐん小こ。鷹屋たかやといひ。處ところなり。十二月じゅうにがつ五日ごにち天皇てんかう熊襲くまざいを討うち。群卿ぐんけい小こ詔あまのたまられ。朕みづかひ彼熊襲かのくまざいが国くに小こ厚鹿父あつるかふ進鹿父しんるかふといひ。是こゝ兩人ふたりハ熊襲くまざいの巨帥こしうトと。衆類しゆるい

甚多おほく。強力ちやうりき柳やなぎ辰つとむとれ。熊襲くまざいハ十梟帥じゅうせうしうといひ。其銚當そのしやうたう。一ひとと聴きり。然しからも少兵せうへいとといひ。征せいんとと甘あまを卒そつ小滅せうめつとと能あたらし。多おほくの師しを動うぐ。衆しゆ々々麾下かひの人ひとを損とひ。百姓ひやくしやうの害がいととん。如何いかに。銚しやうの威力ゑいりきを假かりす。坐ます。平人へいじんとと庶幾しよきなるとの。其時そのとき諸卿しよけいの中なかより一人進出しんしゆつす。天皇てんかう小啓奉こけいほうす。熊襲くまざい梟帥せうしう。二人ふたりの女おんなあり。姉あねと市乾鹿父いちけんかふといひ。妹いもうとと市鹿父いちかふといひ。容貌くわうぼう美う之の心こゝろ。武ぶ士しとと聴きり。此この二人ふたりの女子こゝろ重幣しやうへいとと與あり。其心そのこゝろを動うぐ。撫なぐ麾下かひ小納せうなす。彼等かれらを挑てん撥はく。其消息そのせきじを時とき不意ふい小出こしゆす。之これを撃うぐ。血ちぬれ。必かな之のを征せいす。得えんととり。天皇てんかう実まことゆゆ。思おもひ。竊ひそかに人ひとを使つかす。其二女そのふたに小種こね々々乃悦よろこぶ。物ものを多おほく與あり。欺あやます。召寄めいきす。

天皇先その姉市乾鹿父を幸し陽を寔愛する事由を問ふ
はるる市乾鹿父忽て感て竊に天皇に奏て曰父然襲が服奉らるるを
怒ふ事とありぬ。幸一の良謀のともむを。二人の兵卒を己に従ふ
吾を家小飯とて令す。妻必父然襲と誑らるるを兵卒小殺し久
こと目前多るべしといひしは。天皇其志を憎と思ふ事ひし。試みそ
の言を任る。市乾鹿父を遣はれしを己が家小歸辭を巧し。其父
茂説謀て。後小酒肴を設てしれは飲めり。遂に酩酊し熟寐
あつるを覗ひ。父が刀を奪。弓の弦を断て。後潜し出る兵士をその室に導
入らしめ殺せし。天皇その事を詳小聴し。不孝の甚きを大に
賤し。立地し市乾鹿父を誅す。弟市鹿父を誡し。やがて肥國の

肥直神八井耳の後。國造賜り。十三年夏五月。つら。悉襲
國を平げし。高屋官に居る。六年。十八年春三月。京師
に歸ん。出づ。筑紫國を巡狩す。今の肥後國の葦北郡の葦北
より。御船を發し。八代郡乃火邑に到り。日没夜真し。
著るる岸の辨難し。時海上遙火乃光のるる。天皇披抄
者に詔し。火光を追て船を遣はし。果し岸に着し。茂
得し。天皇火光の住處を問ふ。八代縣豊村と答奉ける。
火は誰が燃を火と問ふ。海上より出る火なり。王はちり
し。答申せし。火の國と名づけし。萬葉集の歌。知ぬ火の
筑紫とよめる。主知ぬ火のつら。此名にける。ぞひ傳る。火國。後小



その一人ふりけり。然るを今皇子に推伏らむ。此も身を動搖得
ざる勇猛大力の人不遇ふことあり。恐らく此日本國中に君が勇威及
及のいよもあ
るべし。是を以て己が賤陋き口より尊稱を奉んとす。願ふ。今より以後日本武尊と
稱奉るべしと言訖して死す。これより此尊を日本武尊と稱奉らむ。然るに
後弟彦等と遣はす。悉其黨類を斬せしむ。餘唯一人あり。海路より倭國に
還らむ。今この備後國安那郡の穴海を渡らむ。其處に穴賊あり。と
聽しむ。これを討し難波に到らむ。西成郡西里村の栢濟小君は刳師を誅
し。京師に還らむ。二十八年春二月朔日本武尊は熊襲を平げ。狀を
天皇へ奏す。曰。臣。天皇の神靈に賴兵を擧ぐ。頓に熊襲を平げ。其
悉其國を平げ。西州既に謐。百姓無事。唯吉備の穴濟の草寇及難波栢

濟の悍賊皆害心を逞く。行路の人を苦め。民を悩む。と。聽歸路に其處
に往く。盡く殺殫する。趣を告。海陸の路を開く。ひることを詳し。啓す。い
天皇少御感斜多。日本武尊の功績を大に褒賞す。ひる。殊に異愛を
まひる。それより十二年を過す。日本武尊御年二十九歳。夏六月
東夷を叛く。邊境騷動あり。奏聞し。これに天皇群卿を召。詔。曰。此頃
東國安らば。暴賊を起。蝦夷のや。叛く。屢人民を略す。頻に告未。誰
人を遣は。其乱を平ん。各異見に。申す。詔。これに群臣其遣は
る。誰と。知。答奉る者。日本武尊奏。言。臣ハ
先西征に勞。是。是。の役。誰彼と。兄大碓皇子。其事ハ
當。申す。大碓皇子。之を聽く。愕然恐怖。逃亡。草萊の中

潛隱なきひく。天皇人を遣はし召来しめり。責む曰汝往んとも欲ぞ。豈強く遣入
や。然らば其對ふせむ。恐怖周章。いづも賊對するもつら。豫懼このの
甚ら。魂魄ふらとけり。汝速に封地を行く。美濃國に放遣するひら。是
身毛津君守君。二族の始祖なり。是に於て。日本武尊雄詰。曰熊襲既平。さ
い。樂年とも經ざる。東夷に叛く。かゝる何の日。天下大平。小速。臣勞言と
雖。一身を擲し。其亂を平。と奏す。天皇素より。此王を除く。は。つら
適。小東國の亂を平定。ん。お。は。は。豫。慮。を。こ。も。る。也。此御言を
聽。り。わ。ら。く。大。子。權。喜。な。も。ひ。ら。

日本國開闢由來記卷四

